**猪名川町記者発表資料**



**令和４年（2022）12月19日**

**猪名川町防災・減災条例（案）のパブリックコメントについて**

**【概　要】**

猪名川町防災・減災条例（案）を策定し、以下のとおりパブリックコメントを実施します。

**１ 策定の目的**

近年、記録的な集中豪雨等により災害が甚大化する昨今において、多くの土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域を抱える本町では、危機管理の重要性が大きくなっており、町が主体となって、町民、自主防災組織、事業者及び防災関係機関の協力を得ながら、力を合わせて、防災・減災に強い地域づくりを進め、町民の生命、身体及び財産を守るため、この条例を制定するものです。

この条例の施行により、町民、自主防災組織、事業者の責務を明記し啓発することによって、自助、共助、公助の必要性について、町民の皆様の理解を促進し、防災・減災に関する施策を展開します。

**２ 意見募集期間**

令和４年１２月１９日（月）から令和５年１月１８日（水）

**３ 意見募集の対象者**

（1）町内に住所を有する者

（2）町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体

（3）町内に存する事務所又は事業所に勤務する者

（4）町内に存する学校に在校する者

**４ 条例（案）の閲覧場所**

（1）猪名川町ホームページ

（2）役場生活安全課窓口

（3）日生連絡所窓口

（4）ふらっと六瀬（六瀬総合センター）窓口

（5）図書館

**５　意見の提出方法**

意見記入様式又は任意様式に、意見の内容・住所・氏名・連絡先等を記入し、郵送・電子メール・ＦＡＸ又は生活安全課窓口持参（いずれも期限内必着）のいずれかの方法により提出

**【問合せ】**

企画総務部生活安全課　担当　竹下（℡072－767－1207）